

## ～消費税（インボイス）対応の記帳の仕方について～

### 1. 手書き記帳の方

○ 消費税課税事業者（インボイス発行事業者を含む）で一般課税の方は、令和5年10月1日以降の記帳方法には以下のような注意が必要となります。

☆ 消費税の申告を行うために、取引を標準税率（10%）と軽減税率（8%）に区分して記帳する必要があります。またインボイス発行事業者以外からの取引（1回あたりの取引金額が1万円未満のものや3万円未満の公共交通機関による旅客運送など、帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用が受けられるものを除く）は「80%控除対象」などと記載しておく必要があります。

領収書や請求書の税区分等にご注意の上、記帳をしてください。

☆ 3万円未満の公共交通機関による旅客運送の場合は、帳簿の摘要欄に通常必要な事項に加え「3万円未満の鉄道料金」と記載します。また、3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品購入等に関しては「〇〇市 自販機」、「××銀行〇〇支店ATM」と記載します。（会計ソフトの方も同様です）

帳簿  
記載例

【経費帳記入例】

仕 入

令和5年 月 日	摘 要	金額	
		現金	その他
10 5	白色商事 10月分日用品 (○)	88,000	
10 8	白色商事 10月分食料品(○ ※)	43,200	
10 9	白色物産 10月分雑貨(○ ☆)	33,000	

帳簿記載事項

- ①課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ②課税仕入れを行なった年月日
- ③課税仕入れに係る資産又は役務の内容  
**（軽減税率の対象品目である旨）  
（経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨）**
- ④課税仕入れに係る支払対価の額

※ 日用品として88,000円、食料品として43,200円、雑貨として33,000円。摘要欄に「※」と記載することにより「軽減税率（8%）の対象品目である旨」を表記しています。

また、「☆」は「80%控除対象である旨（インボイス無し）」を表記しています。

※ ○：課税取引 △：非課税取引 ×：不課税取引 ※：軽減税率対象品目  
☆：80%控除対象（インボイス無し）  
→帳簿の欄外等に記載しておきます。

○ 記帳するとともに、消費税課税取引計算書を普段作成している月別総括集計表や試算表とは別に作成をお願いいたします。

作成の仕方でご不明な点がある方は、お早めにご相談にお越しくください。

ファイルを添付しますので印刷してご利用ください。なお、申告会事務所にも備え付けておりますので、必要な方はお申し付けください。

[※消費税課税取引計算書（一般用）（PDF）](#)

[※消費税課税取引計算書（不動産用）（PDF）](#)

○ 消費税課税事業者（インボイス発行事業者を含む）で簡易課税を選択している（する）方は、**売上等**の取引がどの事業区分に該当するかを記帳しておく必要があり、摘要欄に第一種事業を「一」、第二種事業を「二」などと記帳する工夫が必要です。また、軽減税率の対象となる売上の場合は「※」と記載し、帳簿の欄外に「※：軽減税率対象品目」を記載しておきます。

## 2. 会計ブルーリターンAをご利用の方

### ブルーリターンAのインボイスの設定等について

#### (一般課税で申告する方)

		令和5年9月30日までの取引	令和5年10月1日以降の取引	
課税事業者の方		従来通り入力します。 課税取引:「1:課税10%(軽減8%)」 非課税取引:「0:非課税」 不課税取引等:「8:税外等」	「税区分」の入力とともに「インボイス無し」欄も入力します。	
			条件	インボイス無し欄の選択
			インボイス有	空欄のまま
			税込1万円未満の課税仕入れ (インボイスの有無を問わず)	
	税込1万円以上の課税仕入れでインボイス無し	無しを選択		
免税事業者の方	10月1日からインボイス発行事業者になる方	10 初期設定 → 事業情報設定 → 消費税設定 → 対応しない にします。 なお、消費税設定で対応するに変更後は、9月30日以前の入力済みの取引は全て 8 税外等 で自動入力されます。	入力を開始する前に 10 初期設定 → 事業情報設定 → 消費税設定 → 対応する に変更し、課税方式は 一般課税 を選択します。 上記の課税事業者と同様に入力します。	
	インボイス発行事業者にならない方	特に変更ありません。従来通りの入力を行います。		

- **簡易課税制度を選択**している場合は、10 初期設定 において課税方式を 簡易課税 とし、売上に関する「税(事業)区分」について入力を行います。  
例) サービス業(第5種)10%取引の売上の場合  
税区分は「5:課税10%」を選択します。
- 消費税確定申告書の作成機能の改修は、「ブルーリターンA2024」で行われる予定です。
- ブルーリターンA以外の会計ソフトをお使いの方は、販売元のホームページなどで設定方法をご確認ください。

## 3. 注意点

**インボイス制度を機**に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方は令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間(令和5・6・7・8年の4回適用可能)において2割特例(注)の適用を選択することができます。

なお、記帳方法については、選択している計算方式(一般・簡易)に対応した記帳を行う必要があります。

### ○ 2割特例の計算方法

売上に係る消費税額から、売上税額の8割(仕入税額)を差し引いて納付税額を計算できます。  
(計算イメージ)

1年間の売上が660万円(内消費税10%分60万円)の場合

60万円(売上税額) × 80% = 48万円(仕入税額)

60万円(売上税額) - 48万円(仕入税額) = 12万円(納付税額)

※ 売上について標準税率分(10%)軽減税率分(8%)分の両方がある場合はその区分が必要となります。